

## 金沢市屋外広告物等に関する補助金交付要綱

(平成11年3月18日決裁)

最終改正 令和4年6月21日決裁

第1条 この要綱は、広告景観の向上及び改善のため、市内の屋外広告物等及び特定屋内広告物の撤去並びに屋外広告物のデザインに要する費用に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 この要綱において「屋外広告物等」とは、市内に表示し、又は設置してある屋外広告物、屋外広告物が掲出されている工作物及び屋外広告物を掲出する工作物をいう。

2 この要綱において「屋外広告物等撤去事業」とは、屋外広告物等を撤去する事業（当該屋外広告物等を撤去した後に、屋外設備等が露出することで周辺的美観風致を阻害するおそれがあると金沢市屋外広告物等に関する条例（平成7年条例第58号。以下「条例」という。）第37条の2に規定する金沢市屋外広告物審査会（以下「審査会」という。）が判断した場合は、当該屋外設備等の露出を防ぐ修景事業を含む。）をいう。

3 この要綱において「特定屋内広告物」とは、条例第2条第2項に規定する特定屋内広告物をいう。

4 この要綱において「特定屋内広告物撤去事業」とは、条例又は金沢市屋外広告物等に関する条例施行規則（平成8年規則第2号。以下「規則」という。）の規定に適合しない特定屋内広告物のうち、条例第30条の3第1項に規定する特定屋内広告物届出地区において、令和4年6月30日以前に表示された特定屋内広告物（条例第2条第2項第1号に該当する特定屋内広告物にあつては、同日現在において条例又は規則の規定に違反している特定屋内広告物を除く。）であつて、同日後も引き続き表示されているものを撤去する事業（当該特定屋内広告物を撤去した後に、屋内設備等が露出することで周辺的美観風致を阻害するおそれがあると審査会が判断した場合は、当該屋内設備等の露出を防ぐ修景事業を含む。）をいう。

5 この要綱において「優良屋外広告物デザイン支援事業」とは、条例第10条に規定する景観保全型広告整備地区及び条例第11条に規定する広告協定地区において、表示され、又は設置される屋外広告物のデザインを支援する事業をいう。

第3条 補助金は、次に掲げる屋外広告物等撤去事業又は特定屋内広告物撤去事業若しく

は優良屋外広告物デザイン支援事業のうち市長が適当であると認める事業を行う者で、市税を完納しているものに対し、毎年度予算の範囲内で交付する。

- (1) 条例又は規則の規定に適合している屋外広告物等で、撤去することにより美観風致が改善されるものとして審査会が要請したものに係る屋外広告物等撤去事業
- (2) 条例又は規則の規定に適合している屋外広告物等で、金沢市における美しい沿道景観の形成に関する条例（平成17年条例第6号）第7条第1項に規定する沿道景観形成区域に表示され、又は設置される屋外広告物等で、同条例第8条第1項に規定する沿道景観形成基準（以下「基準」という。）に適合しないものに係る屋外広告物等撤去事業
- (3) 条例又は規則の規定に適合している屋外広告物等で、条例第10条第1項に規定する景観保全型広告整備地区に表示され、又は設置される屋外広告物等で、同条第2項に規定する基本方針（以下「基本方針」という。）に適合しないものに係る屋外広告物等撤去事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、条例若しくは規則の規定、基準又は基本方針に適合しないものに係る屋外広告物等撤去事業（市内の観光地、繁華街等で、市長が別に定める区域内で行うものに限る。）

第4条 補助金の額は、別表に定めるところによる。

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行し、平成11年度分からの補助金について適用する。
- 2 金沢市老朽化屋外広告物等の撤去に関する補助金交付要綱（平成8年12月26日決裁）および金沢市屋外広告物条例に基づく補助金交付要綱（平成8年12月26日決裁）は、廃止する。

#### 附 則（平成13年3月23日決裁）

この要綱は、平成13年4月1日から施行し、平成13年度分からの補助金について適用する。

#### 附 則（平成18年8月23日決裁）

この要綱は、平成18年9月1日から施行し、同日以後に行う屋外広告物等の撤去について適用する。

附 則（平成21年 4 月 13日 決裁）

この要綱は、平成21年 4 月 13日から施行し、同日以後に行う屋外広告物等の撤去について適用する。

附 則（平成22年 4 月 1 日 決裁）

この要綱は、平成22年 4 月 1 日以後に行う屋外広告物等の撤去について適用する。

附 則（平成23年 4 月 1 日 決裁）

この要綱は、平成23年 4 月 1 日以後に行う屋外広告物等の撤去について適用する。

附 則（平成24年 4 月 1 日 決裁）

この要綱は、平成24年 4 月 1 日以後に行う屋外広告物等の撤去について適用する。

附 則（平成28年 3 月 23日 決裁）

- 1 この要綱は、平成28年10月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行った屋外広告物等の撤去については、なお従前の例による。

附 則（令和元年 8 月 1 日 決裁）

この要綱は、令和元年 8 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の改正規定は、同年10月 1 日から施行する

附 則（令和 2 年 3 月 24日 決裁）

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項を削る改正規定は、令和 2 年 3 月 24日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行った屋外広告物等の撤去については、なお従前の例による。

附 則（令和 4 年 6 月 21日 決裁）

- 1 この要綱は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

| 区 分             |                   | 補 助 金 の 額  |
|-----------------|-------------------|--|
| 屋外広告物等撤去事業      | 第3条第1号及び第2号に掲げる事業 | 当該事業に要する経費の90パーセントに相当する額以内の額とし、その額は、100万円を超えないものとする。 |
|                 | 第3条第3号及び第4号に掲げる事業 | 当該事業に要する経費の50パーセントに相当する額以内の額とし、その額は、25万円を超えないものとする。  |
| 特定屋内広告物撤去事業     |                   | 当該事業に要する経費の90パーセントに相当する額以内の額とし、その額は、100万円を超えないものとする。 |
| 優良屋外広告物デザイン支援事業 |                   | 当該事業に要する経費の50パーセントに相当する額以内の額とし、その額は10万円を超えないものとする。   |